

川崎市立労働会館運営委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立労働会館条例（昭和26年川崎市条例第73号。以下「条例」という。）第19条の規定により設置される川崎市立労働会館運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 運営委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、労働者団体、使用者団体、利用者団体、学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 運営委員会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選により定める。

(会長)

第5条 会長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

(副会長)

第6条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第7条 運営委員会は、条例第19条の規定に基づき、会館の運営に関する重要事項について、市長の諮問に応じ調査審議する。

2 会議は、会長が招集し、その議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 運営委員会の庶務は、経済労働局において処理する。

(その他)

第9条 その他、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成10年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。